

議員提出議案第 3 号

発達障害児（者）に対する支援促進に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成17年 3 月 28 日

提 出 者

15番 山 本 ひとみ

9番 本 間 まさよ

武蔵野市議会議長 田 中 節 男 殿

発達障害児（者）に対する支援促進に関する意見書

現在自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、アスペルガー症候群など発達障害児（者）への対応が緊急の課題となっています。発達障害は、低年齢で現れることが多く、文部科学省の調査では、小・中学校全体の6%に上る可能性があるとされています。

平成16年12月に発達障害者支援法が制定され、本年4月から施行されます。この法律には、国及び地方公共団体の責務として、発達障害児（者）に対する支援について必要な措置を講ずるよう示されています。

発達障害児（者）に対しては、幼児期から学齢期、就労まで一貫した支援策が必要となります。それには、教育・福祉・保健・就労などの関係機関が連携し、一人一人の状況に応じた個別指導を行うなどの対応が欠かせません。

国は、都道府県ごとに発達障害者支援センターを設置するとしていますが、よりきめ細かな支援対策を実施するには市区町村の役割が極めて重要であり、支援のネットワークづくりが求められています。

よって、武蔵野市議会は、貴職に対し、以下の事項を早急を実施するよう強く求めます。

記

1. 各市区町村が関係機関と連携して支援体制を整備する際に、財政支援ができるよう検討すること。
2. 保育園、幼稚園及び学校での対応を含め、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における発達障害児（者）の受け入れと、指導員の養成・配置について援助を行うこと。
3. 発達障害児（者）への理解の普及、意識啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年 3 月 日

武蔵野市議会議長 田 中 節 男

内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

あて